

4/9 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 4月9日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和6年 林野火災予防強調期間について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>これからの季節、雪が解け気温が上昇するとともに、レジャーや山菜を採るために入林者が増加することに伴い、林野火災の発生を防止するため、林野火災予防強調期間を設定しましたのでお知らせします。</p> <p>強調期間中は、振興局及び管内の市町村等でポスターの掲示など、注意喚起活動の強化に取り組みます。</p> <p>■■■■■「令和6年 林野火災予防強調期間」■■■■■ (宗谷総合振興局管内) 令和6年(2024年)4月10日から6月20日まで(72日間) <参考> (北海道) 令和6年(2024年)4月10日から5月20日まで(41日間)</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野火災啓発用チラシ(通常用)(農業者向け) ・注意喚起ポスター掲示期間一覧表 		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	広く周知を図るため、積極的な報道にご協力をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	宗谷総合振興局産業振興部林務課 林務課長 鈴木 正則		
	TEL	ダイヤルイン 0162-33-2931	(内線 2500)
		林務係長 今井 悟	
	TEL	ダイヤルイン 0162-33-6677	(内線 2511)

宗谷地区林野火災予消防対策協議会関係機関一覧表

実 施 機 関	協 力 機 関
宗谷総合振興局 北海道森林管理局旭川事務所 宗谷森林管理署 北海道大学北方生物圏フィールド 科学センター森林圏ステーション 北管理部天塩研究林 宗谷管内各市町村 宗谷管内各森林組合 稚内地方气象台 稚内開発建設部 宗谷管内各警察署 南宗谷消防組合 稚内地区消防事務組合 北留萌消防組合 利尻礼文消防事務組合 陸上自衛隊名寄駐屯地 航空自衛隊稚内分屯基地	環境省北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所 宗谷みどりネットワーク 宗谷観光連盟 稚内建設協会 栄林会宗谷支部 宗谷バス株式会社 ハートランドフェリー株式会社 株式会社宗谷新聞社 株式会社稚内プレス社 宗谷管内各新聞社 宗谷管内各報道機関



原画 美深町立美深小学校6年
森岡 来衣夢さん

北海道

標語 比布町立比布中央学校6年
樋口 琉一さん

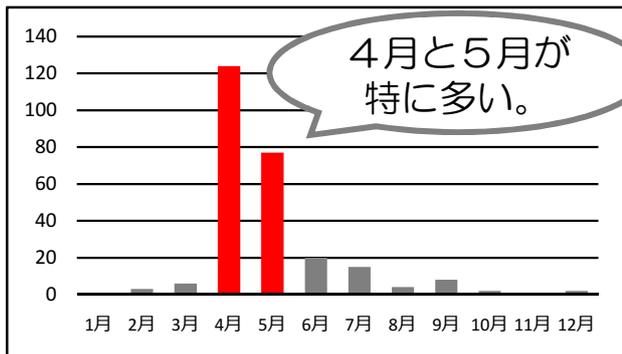
※ 原画及び標語は、道が決定した令和5年度林野火災予防に関する最優秀作品です。



山林へ入る皆さんへ 山火事に注意！

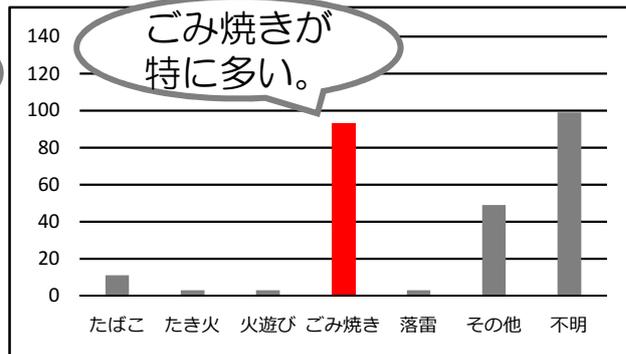


月別の出火件数 (H26～R5)



雪解け後の空気が乾燥する春から初夏にかけて、林野火災が集中して発生しています。

原因別の出火件数 (H26～R5)



林野火災の原因は、ごみ焼き（枯草や落葉焼きを含む。）など、人為的なものが大半を占めています。

以下の事項に注意し、山火事予防を心がけましょう。

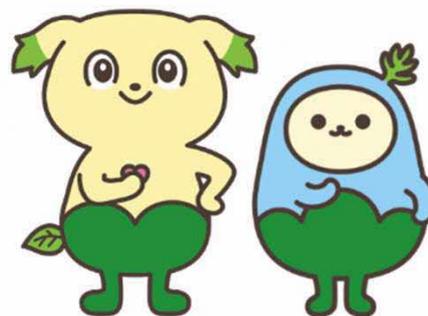
- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時及び乾燥時には、火気使用を控えること
- ごみ焼きを行う際は関係市町村の指導を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また、させないこと

自然災害の備えに 森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

まずは最寄りの森林組合までご相談ください。
ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。



たもちい そよりん

森林保険公式キャラクター

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。
最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課林務係 又は、
北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係 011-204-5505



原画 美深町立美深小学校6年
森岡 来衣夢さん

北海道

標語 比布町立比布中央学校6年
樋口 琉一さん

※ 原画及び標語は、道が決定した令和5年度林野火災予防に関する最優秀作品です。

山林付近で農作業などされる方へ

◆ 野焼きによる**火災**に注意しましょう ◆

林野火災予防強調期間 4月10日～5月20日

- 空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。
- 林野火災の原因は、ごみ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

ごみ焼きは禁止！

野焼き行為は、法律※により原則禁止されています。

農業や林業を営む上でやむを得ない廃棄物（稲わらや伐採した木の枝など）の焼却は例外として認められていますが、**関係市町村の指導を必ず受け、火の取扱いに注意しましょう。**

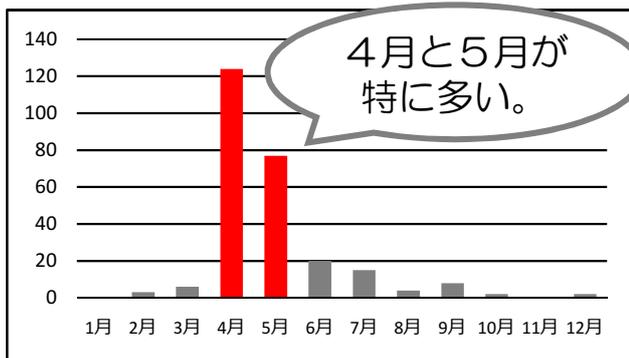
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

【注意事項】

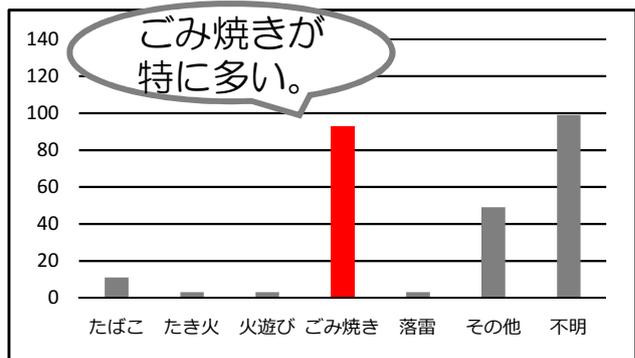
- ・ 強風時、乾燥時は焼却しない。
- ・ 消火の準備をしておく。
- ・ 監視人を置く。
- ・ その場を離れるときは、消火する。
- ・ 一度に大量に燃やさない。
- ・ 火の後始末を必ず行う。

林野火災が起きた原因によっては、賠償責任が発生する場合があります。
林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

<月別の出火件数（H26～R5）>



<原因別の出火件数（H26～R5）>



※ごみ焼き：枯草焼きや落葉焼きを含む。

自然災害の備えに 森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

まずは最寄りの森林組合までご相談ください。

ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。
最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課林務係 又は、
北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係 011-204-5505